

特定秘密漏えい事案等に係る再発防止策に 関する有識者会議（第2回会議）

－ 情報保全教育 －

令和 7 年 2 月
防 衛 省

目 次

防衛省における情報保全教育・・・・・・・・・・・・・・・・	2
教育の現状:年1回の保全教育で用いている資料(一例) ..	3
教育の現状:補職時の教育で用いている資料(一例)	5
教育の現状:臨時保全教育で用いている資料(一例)	6
教育の重層化(一例)	7
「知識確認試験」(初級者編)のイメージ	16

防衛省における情報保全教育

- 防衛省の内部規則において、特定秘密管理者（官房長・各局長、各幕僚長など）は、年1回以上、必要な教育を行うものと定められており、大別して次の3つの教育を実施している。

	教育対象	教育頻度	教育内容	教育形式
①定期的な情報保全教育	特定秘密の取扱いの有無に関わらず、部隊ごとに全職員	年1回以上	制度や規則を解説することに主眼を置いた内容	部隊ごとに被教育者を会議室に集合させて講義形式で行う集合教育、eラーニング、テレビ会議など様々な形式
②特定秘密管理者補等の補職の都度実施する教育	特定秘密管理者補及びその職務上の上級者	補職の都度	①の定期的な情報保全教育をベースに、特定秘密管理者補等向けの内容を加えたもの	
③臨時保全教育	特定秘密管理者の管下の職員	必要の都度	目的に応じて異なる	

- また、特定秘密管理者は、新たに特定秘密の取扱いの業務に従事させる必要が生じた職員に、当該取扱いの業務を行わせる前に必要な教育を行うよう努めることとされている。

教育の現状：年1回の保全教育で用いている資料（一例）①

○ 制度や規則を漏れなく解説した教科書のような内容で、情報量が非常に多い

内部部局において定期的な情報保全教育に使用している資料の一例

防衛省の情報保全制度

■■■ 特定秘密 ■■■

● 防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあり、特に秘匿が必要なもの

◆根拠…**特定秘密の保護に関する法律**（平成25年法律第108号）

▼罰則…**10年**以下の懲役等（未遂犯、過失犯も処罰）

▼対象… ・特定秘密を取り扱うことを業務とする者
（**大臣等、自衛隊員、契約業者の従業者等**）
・公益上の必要により特定秘密の提供を受け、知得した者
・外国の利益等を図る目的で不正な行為により取得した者

■■■ 特別防衛秘密 ■■■

● 米国からMDA（※）協定により供与された装備品等の構造、性能、使用の方法等に関する文書、図画、物件又は情報で公になっていないもの（米国で秘密に指定）

◆根拠…**日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法**（昭和29年法律第166号）

▼罰則…**10年**以下の懲役等（未遂犯、過失犯も処罰）

▼対象… ・特別防衛秘密を取り扱うことを業務とする者
（**大臣等、自衛隊員、契約業者の従業者等**）
・特別防衛秘密を他人に漏らした者
・我が国の安全を害す目的で、不正に探知収集した者

※MDA=Mutual Defense Assistance の頭文字（日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助）

■■■ 秘（いわゆる省秘） ■■■

● 国の安全又は利益に関わる事項であって、関係職員以外に知らせてはならないもの

◆指定の根拠… 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

▼罰則…………… 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金等（未遂犯、過失犯は処罰なし）

※自衛隊法第59条（守秘義務）違反として、同法第118条の罰則が適用

▼対象…………… 自衛隊員

● 注意又は部内限り ●

● 注 意…………… 当該事務に関与しない職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるもの。

さらに、より厳重に取扱う観点から、取扱う者の範囲を明らかにする必要がある場合は、「注意」に代えて「**対外厳秘**」と表示することができ、「**対外厳秘**」と表示した場合は、その直下等に「（事業名称）関係者限定」等、当該事務に関与する範囲を表示。

● 部内限り…………… 防衛省の職員以外の者にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのあるもの。

◆指定の根拠… 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防訓第4608号。19. 4. 27）

▼対象…………… **自衛隊員**

※自衛隊法第59条（守秘義務）違反として、同法第118条の罰則の適用を受ける場合もある。

※ 大臣等には、官吏服務規律（明治20年勅令第39号）及び大臣服務規範（平成13年1月6日閣議決定）による守秘義務あり（罰則なし）

※ 大臣、副大臣及び政務官を除き、省秘以上を取り扱う場合には、クリアランス手続が必要

※ 罰則は、**現職だけではなく職を離れた後（秘密を取り扱うことを業務としなくなった後）についても同様**

教育の現状：年1回の保全教育で用いている資料（一例）②

○ 情報保全業務に関与しない者には難解な内容で、全職員に必須とは言い難い。

内部部局において定期的な情報保全教育に使用している資料の一例

防衛省における秘密保全のための措置

- ◎ 防衛省における秘密を保全するため、それぞれ必要な規則を定めた上で、具体的な措置として、
- ① 秘密情報を記載した文書や物件を作成・保管するための要領や他に提供するための手続を定めるといった**物的な保全措置**のほか、
 - ② 秘密を取り扱わせる職員等として、相応しい者であるか必要な確認作業を行う（クリアランスの付与）といった**人的な保全措置**を講ずるとともに、
 - ③ こうした保全措置が適切に行われるよう定期的に**教育**や**検査**を実施

①物的な保全措置

作成・保管

- －管理者等の承認
- －簿冊への搭載
- －金庫等（文字盤かぎなど）での保管

破棄

- －職員の立会のもとで実施

他部署への伝達・提供

- －管理者等の承認

データ等の取扱い

- －私有パソコン等での業務データの取扱い禁止等
- －携帯電話等の持ち込み制限

②人的な保全措置

調査事項の申告

- －質問票・調査票等の提出

【調査事項】

- ① 特定有害活動及びテロリズムとの関係
- ② 犯罪及び懲戒の経歴
- ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴
- ④ 薬物の濫用及び影響
- ⑤ 精神疾患
- ⑥ 飲酒についての節度
- ⑦ 信用状態その他の経済的な状況

申告事項の調査

- －質問票等の内容の確認
- －関係機関等への照会
- －必要に応じ、上司等への面接

秘密取扱資格の付与

- －上記結果を踏まえて判断

➡ 保全事故が発生した場合は以下を実施（大臣まで報告）

- ① 適切な処置を講じた上での**事故調査**（原因の特定や影響の把握など）
- ② **必要な再発防止策**の検討
- ③ **秘密の取扱者からの除外及び当事者や関係者、上司（管理責任）の処分**

教育の現状：補職時の教育で用いている資料（一例）

○ 内容が規則からの引用でしかなく、具体的に考慮すべき点の記載がない。

内部部局の
特定秘密
管理者補
（課長級）等
への教育に
使用した資料

特定秘密の管理体制

- ▶ **特定秘密管理者**（官房長、各局長、各幕僚長、各機関の長）
 - ・各部署の総括的な責任者
 - ・具体的な責務 → 特定秘密の指定に係る大臣への報告
特定秘密文書の作成、交付、廃棄等の承認 等
職員に対する年1回以上の教育
特定秘密取扱場所の立入制限、携帯型情報通信・記録機器の持込制限
- ▶ **特定秘密管理者補**（例えば、内局では課長級が該当）
 - ・特定秘密の保護に関する業務の管理を補助する者
 - ・具体的な責務 → 特定秘密の指定に係る大臣への報告の補助
各部署単位の特定秘密取扱職員名簿の管理
- ▶ **保護業務責任者**（管理者の直近下位の幹部職員）
 - ・保護業務担当者の業務の総括
- ▶ **保護業務担当者**
 - ・保護措置に関する業務の管理
 - ・具体的な責務 → 特定秘密文書等を管理するための帳簿への記載、運搬及び保管 等

教育の現状：臨時保全教育で用いている資料（一例）

- 事案概要や原因分析のみであり、被教育者に必要な業務の全体像や手続といった具体的な記載なし。

内部部局における臨時教育資料の一例

海上自衛隊における特定秘密漏えい事案の概要について（１／２）

１．事案の概要

- 令和６年２月に海上自衛隊の護衛艦「いなづま」から同艦に所属する隊員１名の特定秘密の適性評価の実施状況について海上幕僚監部に照会があったことを契機として、当該隊員は適性評価を経ていないにもかかわらず特定秘密の情報を取り扱わせていたことについて認知するに至った。
- 海上幕僚監部は、当該事案を受け、同月２７日に防衛大臣に報告するとともに、翌２８日に海上幕僚監部監察官を長とする事故調査の組織を設置し、調査を開始した。また、同日、海上自衛隊警務隊に対し、本事案を通報した。
- この調査の結果、令和４年６月に海上自衛隊の護衛艦「いなづま」の当時の艦長が特定秘密を取り扱う資格のない当該隊員を特定秘密取扱職員に指名し、特定秘密の情報を取り扱わせていたことが判明した。

２．調査結果（１／２）

- 令和４年６月２０日、海上自衛隊の護衛艦「いなづま」の当時の艦長が、人事異動により同艦に配属された当該隊員を特定秘密の適性評価を経ていないにもかかわらず特定秘密取扱職員に指名し、同艦が令和５年１月１０日に山口県周防大島沖で事故を起こすまでの間に行われた約２か月の任務行動の際、戦闘指揮所（ＣＩＣ）において特定秘密の情報を取り扱わせ、特定秘密の保護に関する法律（平成２５年法律第１０８号）及び特定秘密の保護に関する訓令（平成２６年防衛省訓令第６４号）に違反したことが判明した。
 - また、同艦の艦長等が定期検査に際して所要の確認を行わず、同訓令に違反したこと等により、当該事案の認知が遅れたことが判明した。
- 【漏えいした情報】
船舶の航跡情報
なお、当該隊員から第三者への更なる漏えいは確認されなかった。

教育の重層化：情報保全教育資料「初級編」

防衛省職員として最低限知っておくべき内容を厳選

初級編は、3～4年目までの職員や情報保全に携わらない者を対象とし、法令業務に精通していなくても、イラスト等により理解容易になるように作成

試行的に使用
している
初級編の一例

秘密保護の大原則

秘密を取り扱う人たちって・・・？



特定秘密

「**適性評価**」の結果、
秘密を漏らすおそれがないと認められた者
・・・の中から指名された者



特別防衛秘密

取り扱う「**適格性**」を
有していると認められた者
・・・の中から指定された者



秘 (いわゆる省秘)

取り扱う「**適格性**」を
有していると認められた者
・・・の中から指定された者

防衛省職員として最低限知っておくべき内容を厳選

秘密の3制度



秘密を漏らしたら・・・



懲役10年

特定秘密



懲役10年

特別防衛秘密



懲役1年

秘 (いわゆる省秘)

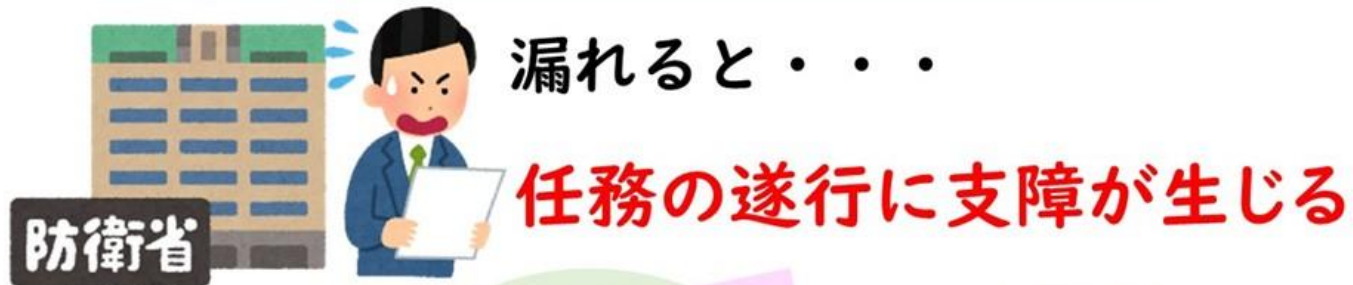
法定されている懲役の最も長い刑期を記載。

試行的に使用
している
初級編の一例

そもそもなぜ情報保全が重要であるか分かりやすく表現

試行的に使用
している
初級編の一例

防衛省・自衛隊の秘密って？

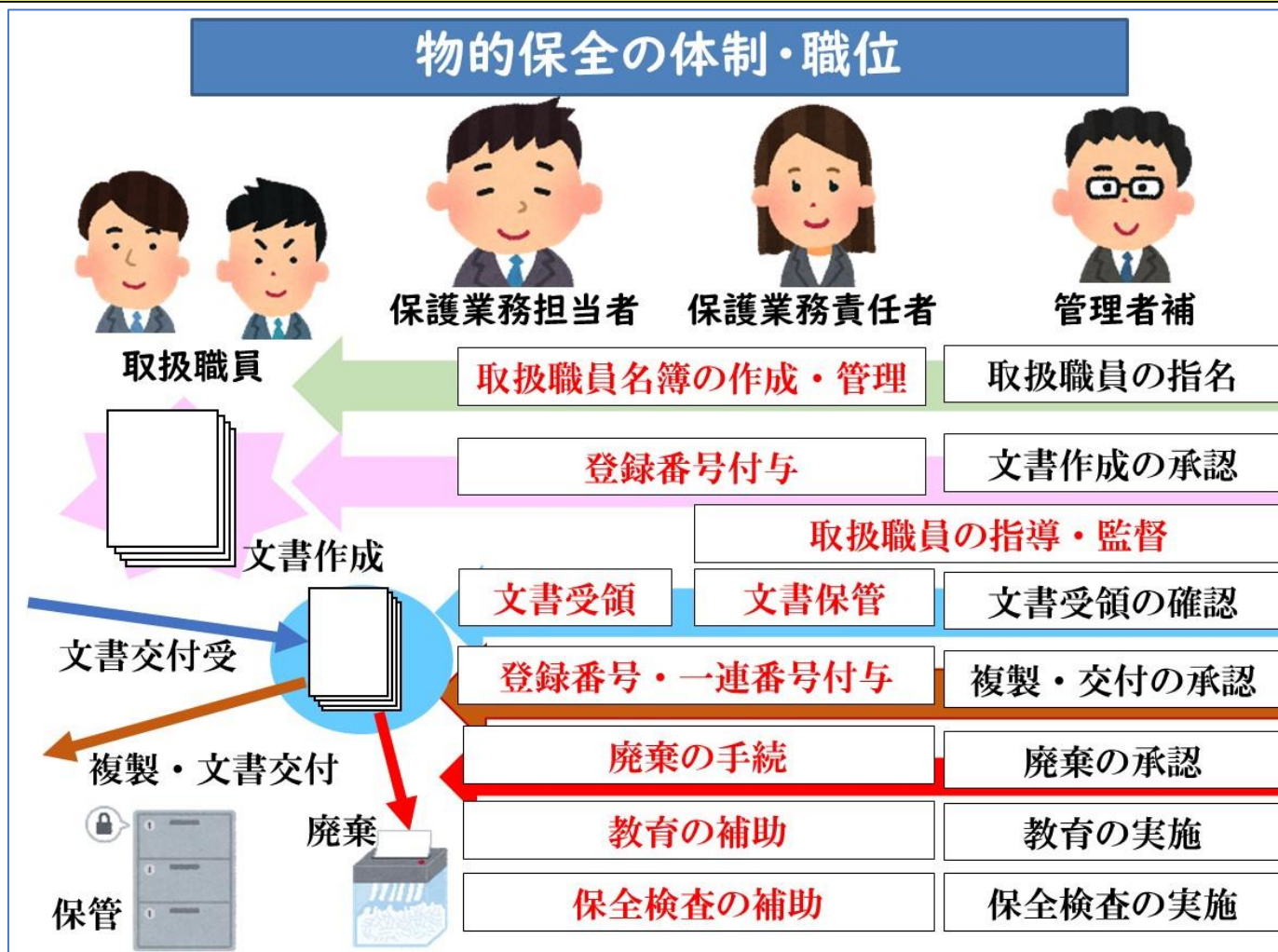


教育の重層化：情報保全教育資料「情報保全関係職員編」

各者の役割を分かりやすく表現

情報保全関係職員編は、情報保全に携わる実務担当者（特定秘密管理者補～保護業務担当者）を対象に制度の解説や各者の役割を分かりやすく表現するなど従来の保全教育資料の内容・記述を再編集

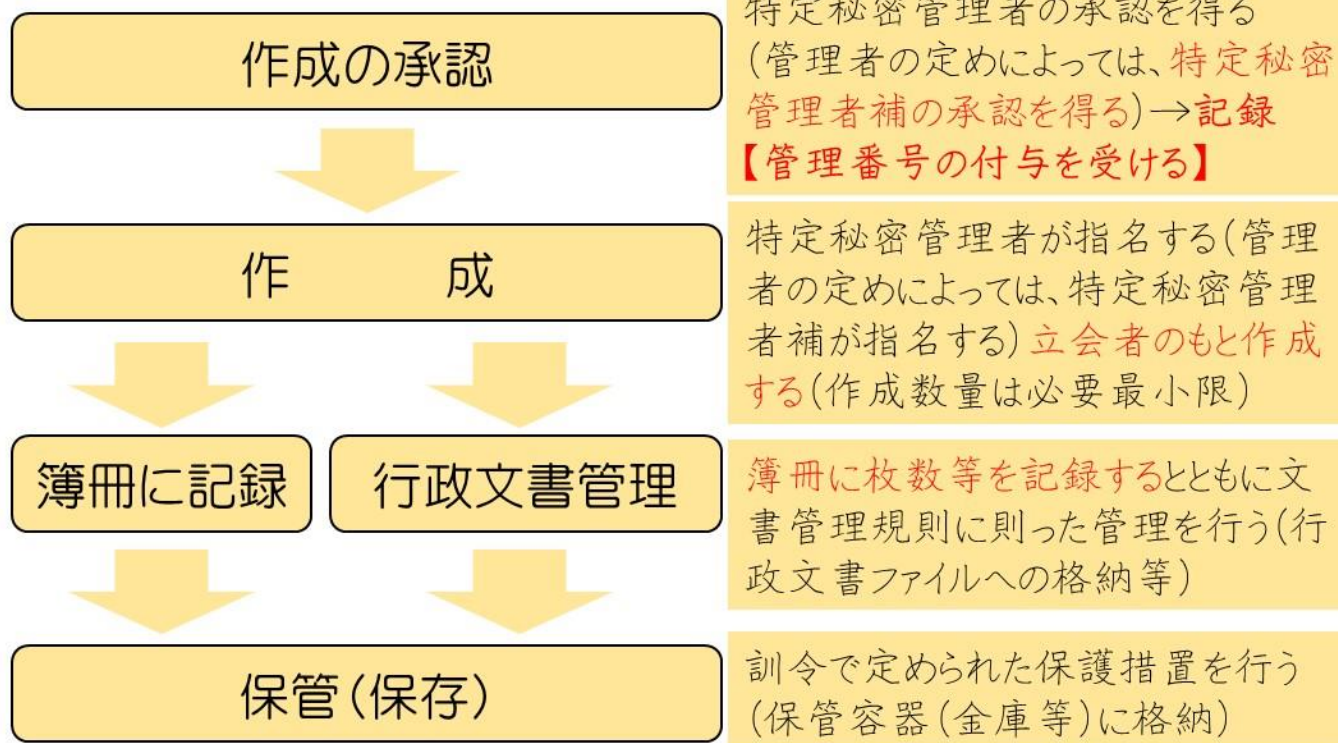
試行的に使用
している
情報保全関係
職員編の一例



手続を俯瞰し、要点を簡潔に記載

特定秘密文書を作成するときは？

「特定秘密文書」作成の基本（そのⅠ）：全体の流れを押さえる！



結節ごとに複数人でチェックする仕組み

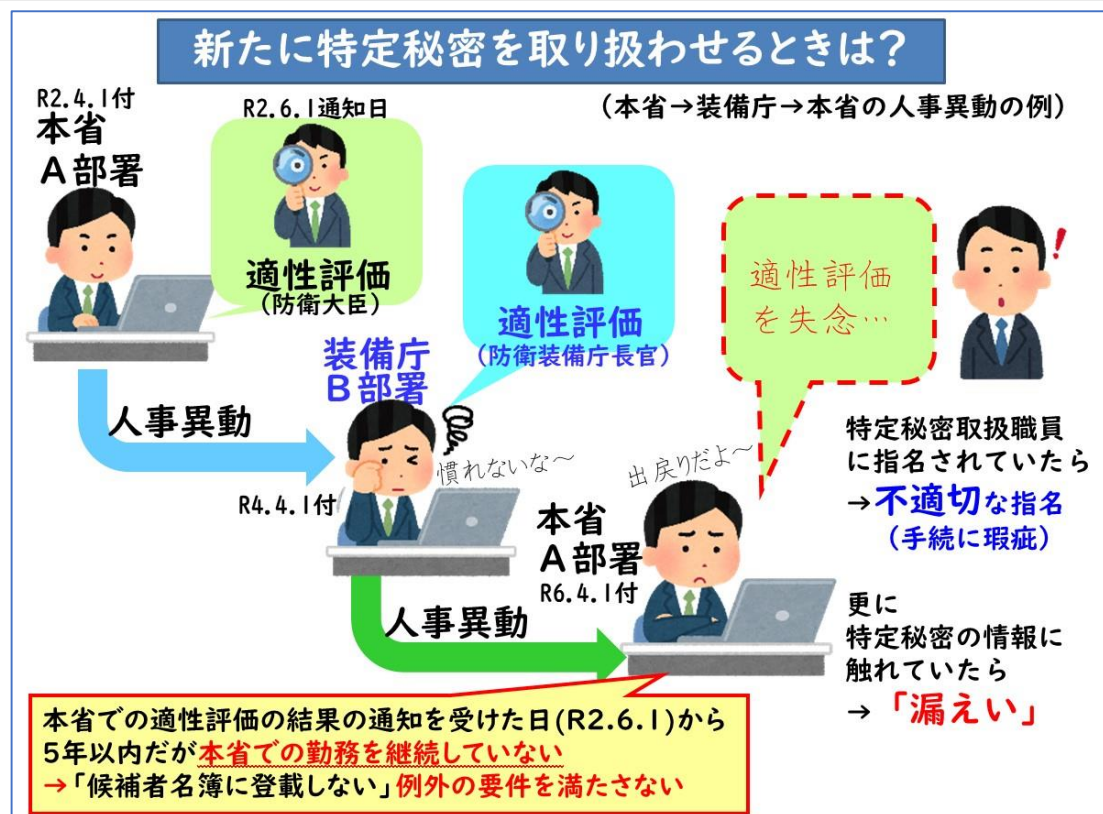
事案を踏まえた資料を作成

(原因分析)

行政機関をまたぐ人事異動の適性評価について教育資料に明示的に掲載されておらず、実務に直結した情報保全教育が徹底できていなかった。

改善

情報保全実務担当者として、手続の瑕疵がどう評価されるか等を具体例で詳述



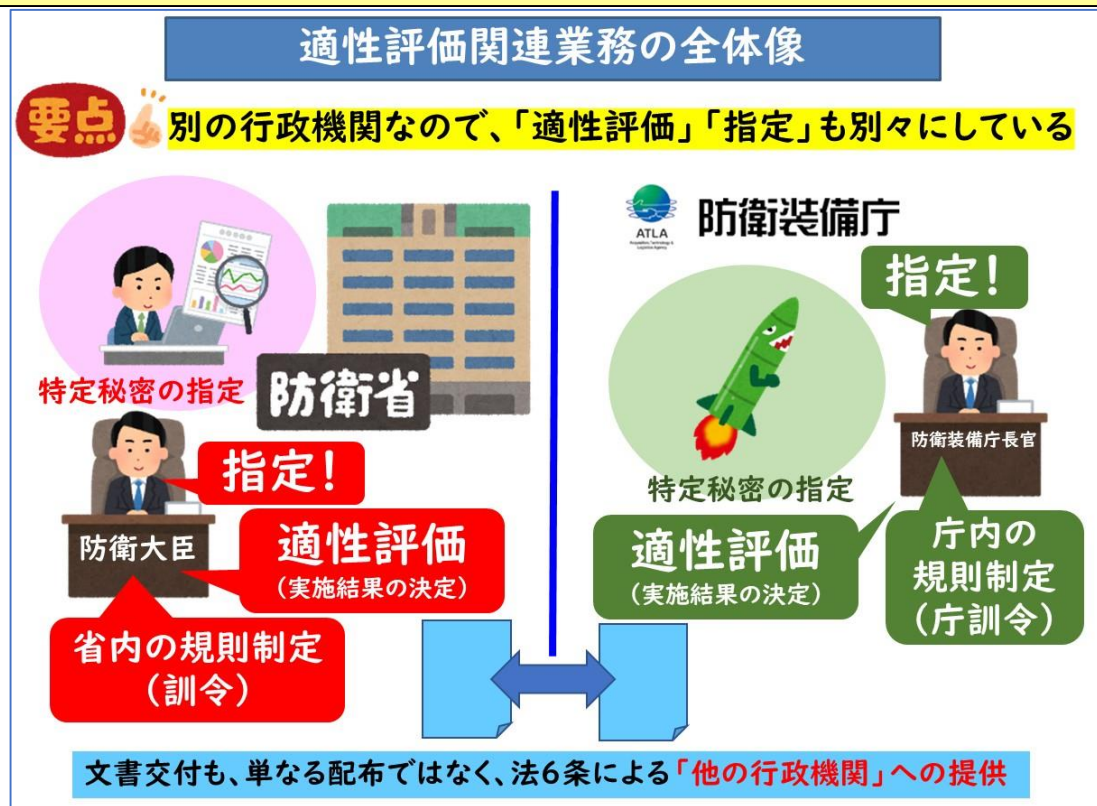
事案を踏まえた資料を作成

(衆・参情報監視審査会からの勧告内容)

これまでの保全教育の内容では特定秘密保護法の趣旨が徹底されておらず不十分

改善

情報保全実務担当者として必要な業務の全体像を詳述



教育の重層化：情報保全教育資料「省高官編」

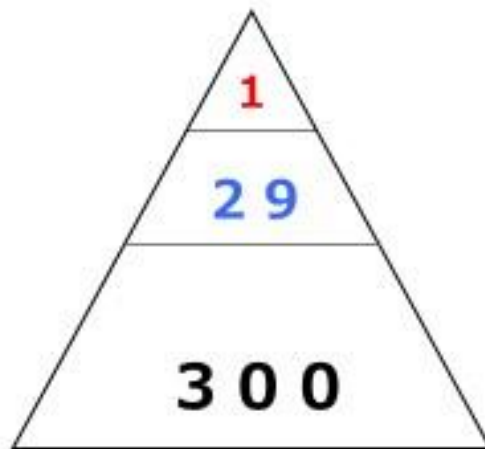
省高官編は、特定秘密管理者のほか事務次官などを対象

管下の職員を指導・監督する際の着眼点を紹介

指導・監督の要諦－「事案」の陰に－

ハインリッヒの法則

1 件の重大事故の裏には 2 9 件の軽微な事故と 3 0 0 件の怪我に至らない事故がある（部隊等の現場では広く浸透していると思います）



〔考 察〕

情報保全の現場でも・・・

いわゆる「**保全事故**」1 件の陰には、
未然に防げたもの、あるいは顕在化していないものが
複数件

それらの陰には、
帳簿の記載漏れや誤登録、廃棄忘れ、指名忘れ、表示
過誤等の手続上の漏れ、忘れ、誤り・・・
が**数多く**あるのでは？

未然防止：感覚、想像力、「…かもしれない」というセンス

現在作成中
の省高官編
の一例

特定秘密管理者として知っておくべき原則論、手続の趣旨・思想について紹介

秘密を取り扱わせる際の原則・根本原理

● Need to Knowの原則

秘密は知る必要のある人にだけ知らせる（必要のない人に知らせてはならない）

➡ 秘密保全制度上、この原則がさまざまな手続において規則化されている。

- ・ **特定秘密指定書➡取り扱える官職の指定**：特定秘密の指定の記録を作成する際に、その指定した情報を取り扱える官職等も合わせて決定する。
- ・ **特定秘密取扱職員の指名**：適性評価を経た者から、班や係などの最小の単位で取り扱える指定の範囲を決め、「特定秘密取扱職員名簿」を作成
- ・ **省秘の関係職員の指定**：適格性を付与された者から厳正に峻別・限定

● 指定秘密主義

秘に指定することによって、**形式的要件を備え**、これによって秘密の保全を全うしようとするもの。《省秘運用通達第15（管理者の心得）》

- 秘の指定をする際の判断の適否がすべての秘密保全手続の根本をなす。
- ➡ 少なくとも製作する時点において**不開示情報を含まないことが明らかな文書又は図画**を慣例的に秘に指定するようなことがないよう留意する必要がある。

「知識確認試験」(初級者編)のイメージ

設問に対し択一式で解答を求め、教育内容の定着、理解度をその都度測定するツールとして、知識確認試験を実施予定



〔公にしてはならない情報〕

防衛省は、以下の秘密情報を取り扱っており、公にしてはならない。

- 特定秘密：国として定めている秘密。特定秘密の保護に関する法律を根拠とし、取扱いには（ ⑥ ）を実施し、漏らすおそれがないと認められることが必要である。
- （ ⑦ ）：日米間において定めている秘密。日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法を根拠とし、取扱いには（ ⑧ ）が必要である。
- （ ⑨ ）：防衛省として定めている秘密。秘密保全に関する訓令を根拠とし、取扱いには（ ⑩ ）が必要である。

⑥ _____

（ア．適格性試験 イ．適格性評価 ウ．適性試験 エ．適性評価）

⑦ _____

（ア．特別秘密 イ．特防秘密 ウ．特別管理秘密 エ．特別防衛秘密）

⑧ _____

（ア．資格 イ．適格性 ウ．適性評価 エ．免許）

⑨ _____

（ア．注意 イ．秘 ウ．部内限り エ．防衛秘密）

⑩ _____

（ア．資格 イ．適格性 ウ．適性評価 エ．免許）

- 教育の頻度、教育形式
- 防衛省が新たに作成する教育資料の着眼点の是非
- その他、効果的な教育に必要な視点や方法等